

令和元年 7 月 1 日

国民の皆さまへ

会員大学の関係者の皆さまへ

一般社団法人全国医学部長病院長会議会長

山下 英俊

「大学病院で診療に従事する教員等以外の医師・歯科医師に対する処遇に
関する調査」結果について（コメント）

昨年 10 月、医療現場で診療行為を行っているのにも関わらず給与が支給されていない医師が複数の大学附属病院において存在するという報道を受け、文部科学省が雇用、労務管理状況に関する調査を行い、複数の大学において「合理的な理由がなく」給与が支給されていない事例があったとの公表がありました。

本事案において複数の会員大学病院で「合理的な理由がなく、給与を支給していない」状況があったことは極めて遺憾であります。

この結果を受け、会員各大学の医学部長、病院長に対して調査結果等を伝達、共有いたしました。

A J M C として、医師の働き方改革を推進していくため、提言（令和元年 5 月 31 日付）を社会に発信しております。その提言を実現していくためには、労働時間等の適切な管理、適切な雇用契約の締結が大前提となります。

各会員に対しましては、徹底した労務管理、適切な雇用契約の締結を進めること、必要に応じ、弁護士、社会保険労務士等、労務管理の専門家へ相談するなど、再び同様の事案が発生しないよう、引き続き取り組みを呼び掛けてまいります。

医師の働き方改革に対する A J M C の取り組みに、今後ともご理解の程どうぞ宜しくお願いいたします。